

【事業全般】

Q1 団体旅行とは何人以上なのか

A1 本事業においては、8人以上を対象としています。

Q2 募集型企画旅行や手配旅行は対象とならないのか

A2 対象になりません。手配旅行については、グループ交流等促進観光支援事業をご確認ください。

Q3 教育旅行（修学旅行等）は対象となるか

A3 なります。

Q4 申請者から旅行業者代理業及びサービス手配業が除外されているのはなぜか

A4 旅行業者代理業及びサービス手配業は、旅行者の依頼を受け、かつ、貸切バス等の手配までを一括して行うことがないため、対象となりません。

Q5 「主たる営業所」が都内にある旅行業者の都外の営業所が申請することは可能か

A5 可能です。なお、広報経費支援については、都民向けのPRを含むことが条件となり、また、1事業者1回の申請のため、原則、主たる営業所からの申請をお願いします。

Q6 都外の団体（参加者も都民以外）でも対象となるか

A6 対象となります。

Q7 1事業者あたりの申請回数に制限はあるか

A7 広報経費については、1事業者1回限りとなります。それ以外のツアーに関する申請は、1ツアーにつき1回となるが、事業者の回数制限はありません。ただし、申請に著しい偏りがみられる場合は、今後、回数制限等を設ける可能性があります。

Q8 主たる事務所を都内に移転する予定である。旅行は移転後の日程であるが、移転前でも申請可能か

A8 移転後、旅行業の変更手続きをしてから申請してください。

Q9 キャンセル料は補助対象になるか

A9 原則として対象になりません。ただし、緊急事態宣言発令等による外出制限が行われ

るなどした場合は、国の対応などを確認しつつ、検討します。

Q10 台風などにより旅程が伸びてしまった場合は、補助金はどのようになるか

A10 道路の通行止めや鉄道の運休等をやむをえず旅程を延期した場合は、「遅延報告書」と併せて事実を確認できる書面（道路管理者 HP、報道資料など）を提出してください。日程を超過していても、交付決定金額を上限に補助対象とします。

Q11 1 ツアーの考え方を伺いたい

A11 本事業における1 ツアーとは、都内発着で、出発から帰着までを同一行程で行うツアーを指します。途中の立寄り施設が1 か所でも異なる場合や施設を回る順序が異なる場合は、それぞれを1 ツアーとして扱います。

Q12 「全国旅行支援（全国旅行割）」との併用はできますか

A12 可能です。併用においては、本事業の助成を先に適用し、本事業適用後の金額を基に、全国旅行支援の助成額を算出します。なお、「都内観光促進事業」（もっと Tokyo）との併用はできません。

Q13 1 ツアーあたりの日数の上限はありますか

A13 2泊3日を上限とします。3泊4日以上の場合は、行程中の連続する3日間を支援対象とします。

#### 【広報経費】

Q14 どのような広報が対象となるのか

A14 受注型企画旅行の安全安心をアピールするための HP やチラシの作成の経費が対象となります。募集型企画旅行のツアー募集は対象とはなりません。また、旅行業登録をしているバス事業者がバスの安全性を PR する経費は、受注型企画旅行の PR ではないため対象とはなりません。

Q15 都外の営業所のチラシ作成は対象となるか

A15 対象外となります。

Q16 都内の複数の営業所でそれぞれ作成するチラシは対象となるか

A16 対象となりますが、広報経費は、1 事業者1回の申請のため、主たる営業所がまとめて申請してください。

### 【感染対策備品等購入経費】

Q17 誰が購入した備品等が対象となるのか

A17 申請者である旅行会社がツアー中に感染対策として使用する非接触型体温計等の購入を支援します。ツアー中の訪問先に事前に配置することも可能ですが、ツアーで使用後は残りを回収する必要があります。

Q18 1施設あたり5万円と上限額20万円とはどういうことか

A18 ツアーで立寄る都内観光関連施設の箇所数に応じて、必要となる備品等の数量が変わることが想定されることから、立寄る都内観光関連施設の箇所数に応じて、上限額が変動するものです。立寄り箇所数が、1か所だと5万円、2か所だと10万円、3か所だと15万円、4か所以上だと最大20万円を補助します。

Q19 なぜ税抜単価7万5千円までの物品が対象なのか

A19 1施設あたりの上限を5万円となっていることから、補助率2/3で補助金額が5万円となる7万5千円を補助対象経費の上限単価としています。

Q20 複数セットで販売されている商品の単価の考え方はどうなるのか

A20 本補助金においては、販売単位を単価とします。

例) 1つの箱に2個入っている商品

⇒ 1商品として取り扱い

1個でも購入可能だが、5個まとめ買いすると割引がある商品

⇒ 1個を単価とします。5個まとめ買いし、割引が適用されている場合は、購入金額(税抜)を5で割った金額を単価とします。

Q21 申請したツアーが終了し、残った備品等はどうしたらよいか

A21 後日実施する企画旅行でご活用ください。

### 【ツアーコンダクター経費】

Q22 1ツアーあたり増員は何人まで認められるのか

A22 参加人数等により変動するため、一概に上限は設定していません。

Q23 1人のツアーコンダクターが何人の旅行者まで随行可能か

A23 法令、現地自治体のルール、観光協会のルール等で、1人のツアーコンダクターの随行人数に制限がある場合は、その上限人数を定員として、1人のツアーコンダクターの随行が定員の半数以下となるために必要な人数を補助対象とします。(バス1台に

つき1人、教育旅行において1クラス1人などをベースとし、随行がその半数以下となるようにするための人数を補助対象とすることも可能)

上記のルール等が無い場合は、1人のツアーコンダクターの随行人数50人を上限人数として、1人のツアーコンダクターに対して25人以下となるために必要なガイドを補助対象とします。

Q24 感染症対策を実施した受注型企画旅行に随行するツアーコンダクターとなっているが、「感染症対策を実施した」とはどういう意味か

A24 交通機関貸切経費と同様に、1人のツアーコンダクターに対しての随行人数が定員の半数以下となる状態を指します。

Q25 ガイドは、都内在住又は在勤である必要があるか

A25 ガイドには、居住や勤務地の制限はありませんが、ツアーへの合流と離脱が都内であることが条件となります。ツアーに他県を含む場合、途中離脱がある場合はツアー中を通して補助対象外となります。

Q26 同一日に1人のガイドが複数のツアーの現地案内を行う場合、上限金額(3万円)の扱いはどうなるのか

A26 同一日で同じガイドが、1日に複数のツアーのガイドを行う場合は、ガイド料の合計が補助上限(1日1人3万円)となります。

Q27 タクシードライバーにガイドをお願いする場合、ツアーコンダクター経費支援との併用は可能か

A27 交通機関貸切経費支援にドライバー代金を含むためできません。

#### 【交通機関貸切支援】

Q28 目的地都内1か所以上とあるが、2泊3日の行程の場合、初日に都内1か所立寄れば、3日間のバス代が補助対象となるのか

A28 同じ車両を使用し続ける場合は対象になります。

Q29 車両の台数に制限はあるか

A29 定員の2分の1以下となる最低限の台数までが補助対象となります。

例) 40人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合(通常1台利用)  
⇒ バスが2台となった時点で、1台あたりの乗車人数が20人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外

⇒ 2台目までが補助対象

70人参加のツアーで定員50人の貸切バスを利用する場合（通常2台利用）

⇒ バスが3台となった時点で、1台あたりの乗車人数が23～24人と乗車定員50人の1/2以下となるため、これ以上の追加は補助対象外

⇒ 3台目までが補助対象（4台目は補助対象外）

Q30 2台のところ、感染症対策として3台とした場合、3台のうち、1台目の補助率が適用される車両はどれになるか。

A30 利用料がもっとも高額な車両が1台目の補助率の対象になります。

Q31 大型バスと中型バスなど異なるサイズの車両の組み合わせは可能か

A31 可能です。ただし、利用料が最も高額な車両に1台目の補助率を適用します。

Q32 参加者の人数が変更になった場合

A32 （減った場合）変更後の人数で、定員の2分の1以下となる最低限の台数までが補助対象となり、それ以上の台数は対象外となります。

（増えた場合）乗車人数が定員の半分以上を超える場合は対象外になります。

Q33 貸切バスについては、実際の乗務員の乗車時間と走行距離等で最低価格が決まっている。渋滞等で時間を要した場合、当初の見積額より費用が膨らむことがあるが、増えた費用も補助金をもらえるか

A33 交付決定金額以上の補助金がでることはありません。渋滞が多い区間を走行する場合は、渋滞を見越して見積るなどの対応をしてください。

Q34 目的地は同一であるが、1か所に旅行者が集中しないよう順番を入れ替えた旅程を組んでいる。この場合は補助対象となるか。

A34 順番が違う場合は、同一の旅程とは見なしません。この場合は、それぞれを1ツアーとして取扱い、補助対象となるか判断します。

Q35 都内の観光地を含むについて、例えば高速道路のパーキングエリアに立寄る場合は、ここでいう「観光地」となるか

A35 本事業の「観光地」とは、体験施設等の観光を行う場所又は食事を行う場所などです。トイレ休憩等のためのみの立寄り先は観光地には含みません。

Q36 貸切バスの有料道路料金及び駐車場料金は補助対象となるか。

A36 なりません。

Q37 ドライバーの昼食代は補助対象となるか

A37 ドライバーに係る昼食代や宿泊費などの個別経費については、対象になりません。

Q38 東京都を営業区域としているが、都内に営業所等がない貸切バス事業者を利用した場合は補助対象となるか

A38 なりません。都内に営業所等を有する貸切バス事業者を利用してください。

Q39 1 ツアーで利用する貸切バスは、同じ事業者に限定されるか

A39 限定されません。複数の事業者でも可能です。

Q40 鉄道等で窓側と通路側の2席予約し、1人で利用する場合は補助対象となるか

A40 なりません。補助対象は、交通機関の貸切に限定され、通常運行している鉄道等を利用する場合は対象外となります。

Q41 屋形船に補助金は適用されるか

A41 運航経費について対象となります。

Q42 宿泊先から観光地までの移動でタクシーを利用する予定であるが、補助対象となるか

A42 タクシー利用の補助については、観光とセットになっていること及びコースや時間に応じて定額で乗車する場合は対象となります。

Q43 タクシードライバーにガイドをお願いする場合、ツアーコンダクター経費支援との併用は可能か（再掲）

A43 交通機関貸切経費支援にドライバー代金を含むためできません。

Q44 交付決定まで手配ができないということですが、そうすると旅程が組めません

A44 補助金を受けるものについては、交付決定後に正式な手配をお願いいたします。

Q45 貸切バス事業を運営する事業者が旅行業登録している場合、自社バス利用に補助金を利用できるか。

A45 自社バス利用での補助金の申請も可能ですが、その場合は、実績報告時にデジタルタコメーターの記録など走行距離・走行時間の確認ができる書類をご提出ください。

**【申請手続き】**

Q46 電子申請はできますか

A46 現在、対応しておりません。対応した場合は、HP 等でご案内します。

Q47 登記簿や印鑑登録証明書は毎回原本が必要ですか

A47 最初の申請時は原本が必要となります。2回目以降の申請については、最初の申請時にご提出いただきました登記簿等が、発行日から3か月以内の申請に限り、原本の写しで申請可能です。ついては、2回目以上の申請の予定がある場合は、最初の申請時に登記簿等の写しを取るよう to してください。

Q48 交付決定までにどのくらいかかるのか

A48 書類がすべて整ってから約3週間必要です。